

権利擁護業務

(1) 高齢者虐待について

【対応件数】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
相談件数	7件	14件	17件
虐待と判断した件数	6件	10件	13件

(2) 養護者による高齢者虐待対応の流れ

	地域包括支援センター	行政
① 通報・届出	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者虐待の相談，通報，届出の受付 ・受付記録を作成し，担当者を決定 	
② 情報収集	相談履歴，医療に関する情報，担当の介護支援専門員，利用している介護保険サービス事業所，民生委員等の関係機関から情報収集を行う。	世帯構成，介護保険，生活保護の受給，障害者手帳の有無，経済状況等の庁内関係部署から情報収集を行う。
③ 情報共有 ミーティング	<ul style="list-style-type: none"> ・②情報収集で確認できた内容の共有 ・仮の緊急度の検討 ・事実確認の方法と役割分担（高齢者と養護者の担当を分けて確認する） ・事実確認の期限の決定（コアメンバー会議の開催日時） 	
④ 事実確認 (立ち入り調査)	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の生命や身体の安全確認 ・虐待が疑われる事実についての確認 ・介入拒否の場合は，利用しているサービス事業所等での調査を検討する 	
⑤ コアメンバー 会議	<ul style="list-style-type: none"> ・③事実確認で集めた情報の整理と共有 ・虐待の有無と緊急性の判断 ・対応方針の決定 ※市の責任において虐待の有無と緊急性の判断を行うため， <u>必ず市担当部署の管理職が出席</u>	
⑥ 方針に沿った 対応	<ul style="list-style-type: none"> ・対応の実施状況の記録作成 ・目標や対応方法の変更の必要性の有無 ・高齢者や養護者の意向や状況の確認 ・養護者支援の必要性 	
⑦ ケース会議	<ul style="list-style-type: none"> ・対応の方針や見直し，別事業での対応，終結，継続についての検討 ・虐待発生の変因と課題の整理 	

終結まで
繰り返す

(3) 消費者被害の防止及び対応

① 高齢者虐待防止法上の位置付け

高齢者虐待防止法

第 27 条 市町村により消費者被害への対応と必要に応じた市町村長申立て

第 28 条 消費者被害予防・防止のための成年後見制度の利用促進

② 相談受付から事実確認の流れ

対応	消費者センター・相談窓口（市町村，都道府県）	高齢福祉担当部署 地域包括支援センター	関係部署・機関 （庁内関係部署，民生委員，自治会，警察等）
相談受付	相談受付	相談受付	相談
事実確認	<p>単独では難しい 場合協力依頼</p> <p>事実確認</p> <p>結果報告</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当該高齢者からの聴き取り ・家族，親族，関係者からの聴き取り ・商品，契約書等の書類確認 ・相談窓口への支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報提供（情報提供できる範囲）

(4) 成年後見制度利用支援事業

① 成年後見制度とは

認知症，知的障がい，精神障がいなどの理由で判断能力が不十分な方々を保護する制度。預貯金の管理や様々な契約を結ぶ必要があっても，適切に判断ができないことで，不利益な契約を結んでしまい，悪質商法の被害にあう恐れがあります。そのため，家庭裁判所に選任された成年後見人等が，財産管理と身上監護（必要な契約の手続き等）を本人に代わって行ったり，あるいは本人が誤った判断に基づいて契約をした場合には取り消しを行います。

ア 法定後見制度

本人の判断能力が既がない，もしくは欠けている場合に利用でき，3種類に分かれています。

種類	判断能力の度合い
後見	日常生活に関することを除き，常に本人に代わって他の人が判断する必要があるが，本人に判断することを期待しても無理だと思われる状態。
保佐	日常生活では何とか自分で判断できて，簡単な財産管理や契約は自分でできる。不動産の売買や重要な契約を単独で行うことは無理な状態。
補助	ほとんどのことは，自分で判断できる。契約や預貯金の管理等を自分でできるかどうか不安がある。他の人の援助があった方が良くと思われる状態。

イ 任意後見制度

判断能力はあるが，1人暮らしや親族がいないことで将来に不安があるため，判断能力がなくなった時に備える制度。事前に本人が後見人を決定し，支援内容も決めることができます。

② 成年後見制度の活用方法

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年 現在
市申立数	1件	5件	2件	0件	1件
相談件数	19件	13件	13件	21件	31件

ア 市区町村長申立て

二親等内親族がいない，または親族はいるが申立ての意思がなく，かつ，市区町村長が高齢者の福祉を図るために特に必要があると認めたときは，市区町村で成年後見等申立てを行うことができます。

イ 成年後見等市長申立ての流れ

	地域包括支援センター	行政
①対象者の発見	・家族や介護支援専門員，地域からの相談受付	
②情報収集	相談履歴，医療に関する情報，担当の介護支援専門員，利用している介護保険サービス事業所，民生委員等の関係機関から情報収集を行う。	世帯構成，介護保険，生活保護の受給，障害者手帳の有無，経済状況等の庁内関係部署から情報収集を行う。

③ケース会議	<ul style="list-style-type: none"> ・情報収集した内容を共有 ・成年後見等以外での支援策を検討し、成年後見市長申立ての可否を決定 	
④親族調査		<ul style="list-style-type: none"> ・戸籍調査で二親等内親族の有無の確認 ・存命の場合は住所の確認
⑤意思確認		<ul style="list-style-type: none"> ・確認できた二親等内親族に申立ての意思を確認 ・意思がない、期日までに返信がない場合は親族がいないと同様と考える
⑥成年後見審判 申立審査会	<ul style="list-style-type: none"> ・本人についての関係機関の記録の収集 	<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見市長申立ての適否 ・申立て類型 ・申立て費用 を検討する
⑦申立書作成		<ul style="list-style-type: none"> ・申立書 ・財産目録 ・親族関係図 等を作成
⑧家庭裁判所へ 申立て		<ul style="list-style-type: none"> ・家庭裁判所への申立て ・申立て費用の予納
⑨審判の確定		家庭裁判所から、成年後見人等や申立人（市）に審判書が送付
⑩後見等の開始	<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見人等との情報共有 ・ケアマネジャーや関係機関とのつなぎ 	

③成年後見制度の普及

地域包括支援センターが中心となって実施します。

- ・地域住民、関係機関等への広報啓発
- ・成年後見に関する説明会や相談会の実施
- ・パンフレット等の活用